

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

<台風・洪水>

平成16年9月の台風21号では記録的な雨量を観測し、旧伊勢市では床上浸水207件、床下浸水107件の被害が発生し救助法の適用を受けている。平成29年台風21号では、アメダス小俣観測所で最大48時間降水量が539mm(これまでの最高値400mm)となり、観測史上最高値を更新する大雨となった。市内では、死者1名、床上浸水409件、床下浸水670件、店舗、倉庫等の浸水773件の被害が発生し救助法、被災者生活再建支援法の適用を受けている。

また、宮川は多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、熊野灘から吹く季節風が雨雲を形成し、夏季を中心に豪雨をもたらす特性がある。流域の約8割が山地部にあたり、河川勾配が急なもの、平地部に至って急に勾配が緩やかになる点も洪水の要因になっている。宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにある。その地盤高は河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となる。

<集中豪雨>

集中豪雨は、台風と双璧をなすほど気象災害のなかでも大きな被害が発生させ、伊勢市でも河川の増水、氾濫による水害が発生している。

これまでの主な集中豪雨による被害では、昭和49年7月の洪水では、勢田川の流下能力不足と合わせ、支川からの内水氾濫により、旧市内の市街地、旧御菌村の3.051haが浸水し、旧小俣町でも外城田川の氾濫で多くの被害が発生した。

<土砂災害>

伊勢市には多数の土砂災害危険箇所が存在し、災害が発生した際に建築物に損害が生じ、住民達の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域である土砂災害特別警戒区域の指定や土砂災害が発生した際に、住民達の生命又は身体に危害が生ずる恐れがある土砂災害警戒区域の指定もされている。

小俣町内においては、新村地区の人家の多くは大仏山公園として整備がされている玉城丘陵と宮川により形成された氾濫平野の間に位置しており、玉城丘陵は浸食が進み比較的緩やかな形状をしているが、地盤を形成する花こう岩は深層まで風化が進んでおり、崩壊など土砂災害を起こしやすい地質になっている。また、南側の水田地域は氾濫平野であり、豪雨時には浸水を引き起こしやすい低地となっている。これらの低地は大規模地震時などには液状化現象を引き起こしやすいことが知られている。

<地震>

南海トラフを震源とする地震発生の可能性が指摘されており、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8~9クラスの地震が発生する確率は70%程度とされている。この地震が理論上最大クラスで発生した場合、県の被害想定では伊勢市においては死者数は最大で約7,900人、全壊・焼失建物棟数は最大で約41,000棟にのぼる等、甚大な被害が想定されている。

また、南海トラフ地震以外にも、伊勢市近隣の活断層による地震被害も想定されている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 510人
- ・小規模事業者数 407人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建設業	80	77	町内に広く分散している
	製造業	78	59	〃
	運輸業	16	13	〃
	卸売業	29	25	〃
	小売業	119	76	〃
	飲食・宿泊	62	54	〃
	サービス業	66	62	〃
	その他	60	41	〃

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・地域防災計画策定
- ・地震防災強化計画策定
- ・水防計画策定
- ・南海トラフ地震防災対策推進計画策定
- ・伊勢市防災会議の開催
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・東京海上日動火災保険(株)と連携した損害保険の情報提供

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やアニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える職員の不足等の課題が浮き彫りになっている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ ビジネス総合保険を扱う東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 伊勢市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、伊勢市、伊勢商工会議所）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（南海トラフ地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

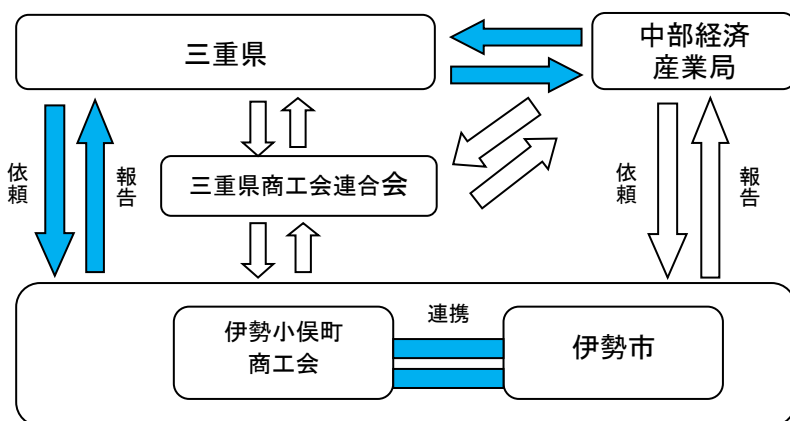
*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集・報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した被害情報を県の商工担当部署へ報告（メールまたはFAX）する。
- ・県への被害情報報告は、概要把握を目的とする初動報告について、原則として発災翌日の正午までに報告する。（県から別途指示があった場合は、その指示による。）
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は次ページ（様式第3）を参照）



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、伊勢市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、三重県、伊勢市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

様式第 3

年 月 日() 12 時 00 分現在

【 災 害 名 】にかかると被害状況報告 (初動 24 時間)

報告団体名 _____

記入者所属 _____

記入者氏名 _____

連絡先(TEL) _____

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
<input type="checkbox"/>	(1)大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ <u>10%程度</u>の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・ <u>1%程度</u>の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・ 被災が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、もしくは、交通網が遮断されており、<u>確認ができない</u>。
<input type="checkbox"/>	(2)被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ <u>1%程度</u>の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・ <u>0.1%程度</u>の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
<input type="checkbox"/>	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

備考 (把握している具体的な被害等)

(例) ●×鉄工所 (○○地区)：床下浸水、レストラン□○ (○△地域)：強風で看板が落下
スーパー▽▲ (□△町)：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった

報告先 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
(問い合わせ)TEL：059-224-2534 / FAX：059-224-2078

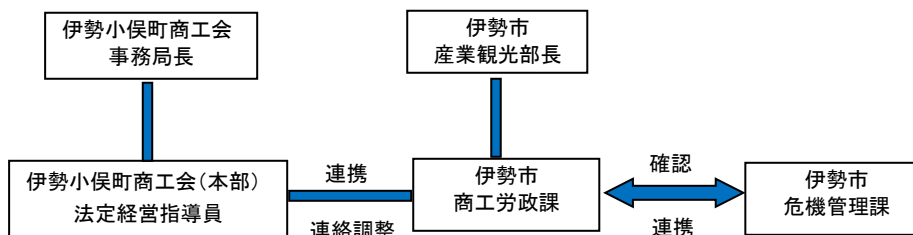
E-mail：shinsan@pref.mie.lg.jp

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 松井 柁佐美 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

*以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

伊勢小俣町商工会

〒519-0505 三重県伊勢市小俣町本町3番地

TEL 0596-22-3619 / FAX 0596-22-3763

E-mail obataskk@snow.plala.or.jp

②関係市町村

伊勢市役所 商工労政課

〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

TEL 0596-21-5512 / FAX 0596-21-5636

E-mail syoko@city.ise.mie.jp

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	400	200	300	200	300
専門家派遣	70	70	50	70	50
協議会運営費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ作製費	200		120		120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊勢市補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等